

国民健康保険料 納入通知書が来たらチェックを

減免申請は済みましたか？

！マークのついた案内チラシが届いたら、必ず減免されます

保険料納入通知書と一緒に、「！」マークのついた「減免制度のご案内」チラシが同封されてきた世帯は、申請すれば保険料が減免され、必ず保険料が下がります。

この減免対象者は、国保加入者の2人に1人が該当しています。

しかし、実際には、減免対象者の7割の方が申請せず、そのまま高い保険料を払っています。

忘れずに減免申請しましょう！

なお、案内チラシが同封されていたか分からない方は、「保険料納入通知書」で確認できます。

通知書の減額額⑥の「割合」欄に「2」「5」「7」のいずれかの数字が記載されている方は、申請すると必ず減免されます。空欄の場合も減免されることがあります。下記解説をご覧ください。

申請は毎年必要です。保険証を持って、区役所の保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係の窓口で申請します。（印鑑不要）



保険料納付通知書と一緒に同封される案内チラシ

令和元年度（平成31年度）国民健康保険料の軽減制度のご案内

あなたの世帯は、下記①の「保険料の減額」に該当している世帯です。

お住まいの区の区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係の窓口で納期限（最後の納付月の末日）までに申請していただくと保険料が軽減されます。
※令和元年度（平成31年度）分の申請がお済みの場合は、再度申請する必要はありません。また、保険料を軽減するため、さまざまな軽減制度を下記のように設けていますのでご確認ください。

☆世帯単位（国民健康保険の世帯主と被保険者全員）で判定する減免制度

	減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
①特別軽減	「保険料の減額（※）」に該当している世帯 ※「保険料の減額」につきましては裏面をご覧ください	被保険者1人につき年間2,000円（加入月数により変動）	保険証
②2割減免	「保険料の減額」が適用されていない世帯で、平成30年中の所得の合計が「66万円＋（35万円×被保険者数）」以下の世帯 （例）1人世帯：66万円＋（35万円×1人）＝101万円以下	均等割額の2割	保険証
③所得軽減	以下の条件をすべて満たす世帯 ・平成30年中の所得が1,000万円以下の世帯 ・申請月の属する年の見込所得が264万円以下の世帯 ・申請月の属する年の見込所得が平成30年中の所得の8/10以下に減少する世帯	所得割額の3割から7割	・世帯全員（世帯主と被保険者全員）の今年の収入がわかる資料（給与明細、帳簿など） ・保険証
④事業の休止・廃止	事業を休止・廃止したことにより、世帯の申請月の属する年の見込所得が赤字となる世帯	保険料額の7割	・保険証
⑤災害減免	災害により、居住する家屋に全壊（全壊）、半壊（半壊）、床上浸水の被害を受けた世帯	災害発生月から6か月以内の保険料額の全額または5割	・り災証明書または被災証明書 ・保険証

保険料納入通知書で

「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」欄を確認します

「7」または「5」の場合

申請すればさらに「特別軽減」で1人につき年2,000円減免されます。

「2」の場合

申請すれば「特別軽減」（1人につき年2,000円）減免。また、障がい者、寡婦（寡夫）、65歳以上の方は「均等割」が2割に加えて、さらに1割（約5,500円）免除されます。

「空欄」の場合

- 夫が高収入であっても、妻の収入が少なければ、「均等割」の3割（約16,600円）が減免される場合があります。
- 障がい者、寡婦（夫）、一定所得以下の世帯は、均等割が減免される場合があります。
- 前年所得が1000万円以下で、今年の見込み所得が264万円以下、かつ前年の8割以下に減少する世帯は、所得割が減免されます。

◎ 年間保険料額					保険料額⑧ (④)＋(⑤)－(⑥)－(⑦)		差引増減額 (⑧－②)	
	所得割額④	均等割額⑤	減額額⑥	割合	減免額⑦			
前回 (変更前)	円 *****	円 *****	円 *****	*	円 *****	円 *****	円 *****	円 *****
今回 (変更後)	円 3,359	円 101,586	円 50,794	5	円 0	円 54,150	円 54,150	円 54,150

◎ 月割額 (区分)					
納付月	4月	5月	6月	7月	8月
前					
回					

※保険料額は、仮の数字です。

申請には平成30年中の所得の申告が必要です。済ましていない方はすみやかに所得の申告を。